「元気とやまマスコット　きときと君」着ぐるみ貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「元気とやまマスコット　きときと君」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、もって元気とやまの発信に資することを目的とする。

（貸出しの対象者）

第２条　貸出しの対象は、富山県知事政策局課長（新幹線開業対策担当）（以下「課長」という。）が適当と認める者とする。

（使用承認申請等）

第３条　着ぐるみの借用を希望する者は、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（別紙）を課長に提出、承認を受けなければならない。

２　課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

（１）富山県の信用又はスポーツ振興、観光等のイメージを損なうと認められる場合

（２）特定の政治、思想又は宗教等の活動に関すると認められる場合

（３）法令又は公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合

（４）営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ富山県と協議し、許諾を得たものは除く。

（５）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない場合

（６）その他、課長が不適切であると判断した場合

３　前項の承認は、電話連絡等により行うものとする。

（使用料）

第４条　着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条　課長が貸出しを承認した者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）マスコットのイメージを損なう使用をしないこと。

（２）第三者に転貸しないこと。

（３）荒天時に屋外で使用しないこと。

（４）着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。

（５）着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。なお、イベント等において、マスコットのイメージを損なわない範囲で、着ぐるみ装着者以外が発声をすることができる。

（６）着ぐるみ装着中は、補助者が必ず１名以上付き、安全面に留意すること。

（７）原則として、同時刻の同一場所における着ぐるみの活動は１体のみとすること。

（８）使用前に、取扱説明書を熟読し内容を理解して使用すること。

（貸出方法等）

第６条　借用者は、着ぐるみの受領及び返却を、富山県知事政策局において行うものとする。

２　前項による受領又は返却が困難な場合は、課長が認める別の方法により行うことができるものとする。

（紛失、汚損等）
第７条　借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、借用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

（責任の制限）
第８条　着ぐるみの使用により、借用者が被った損害、または借用者が第三者に対して与えた損害又は損失に対しては、富山県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）
第９条　この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項は、別に定める。

附則
この要領は、平成２５年７月１日から施行する。